

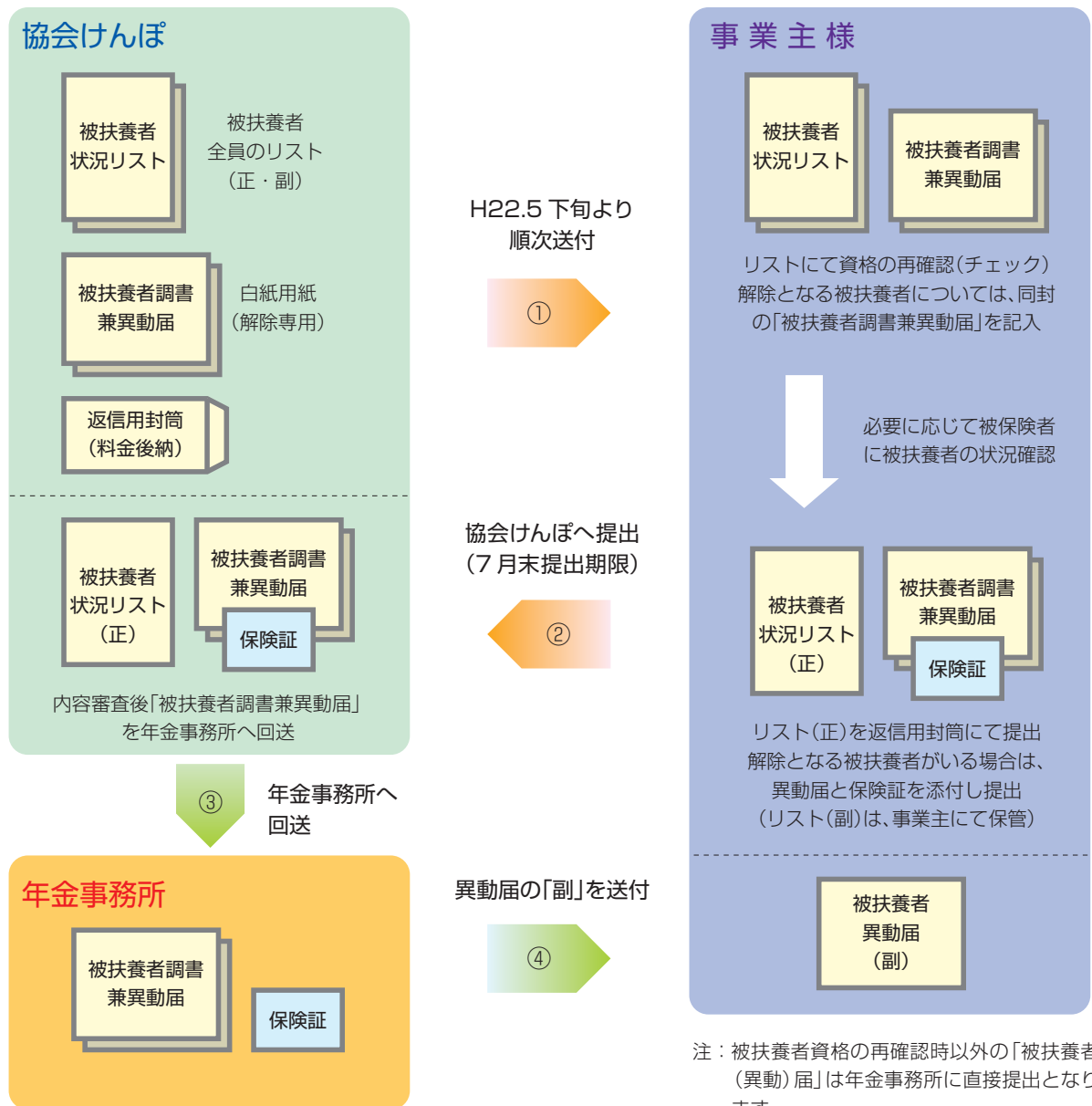
健康保険の被扶養者であるかを定期的に再確認させていただきます。

～ 被扶養者資格の再確認は、保険料負担の軽減につながりますので皆さまのご協力をお願いします ～

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が現在も被扶養者であるかを定期的に再確認させていただくこととしています。
協会けんぽ設立後、初めての被扶養者資格の再確認については、平成22年5月下旬より実施いたします。
平成22年度においては、18歳以上の被扶養者で健康保険の二重加入*（裏面参照）をしていないかを中心に再確認をさせていただきます。
事業主様及び加入者様のご理解とご協力をお願いいたします。
なお、具体的な実施方法については、別途お知らせいたします。



被扶養者資格の再確認実施イメージ



平成22年度の協会けんぽ被扶養者資格の再確認について

健康保険の被扶養者となっている方を対象に「被扶養者状況リスト」を事業主様あてにお送りします。事業主様におかれましては、被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当しているかを再確認していただき、お送りした「被扶養者状況リスト」を協会けんぽ各支部あてに返送していただきます。（根拠となる法令：健康保険法施行規則第50条）

なお、被扶養者から解除される方がいらっしゃった場合には、同封する「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に協会けんぽへ提出していただきます。

協会けんぽでは、定期的（原則、1年に1回）に被扶養者資格を再確認させていただきます。平成22年度においては、18歳以上の被扶養者を対象に健康保険の二重加入防止を中心に行うため、送付するリストをもとに事業主様にて二重加入等がないか確認（必要に応じて従業員に確認）していただく方法となります。（被保険者単位の調書や収入証明等の添付書類については、事業主様の負担とならないよう今回は省略することとしています。）

なお、平成23年度以降の被扶養者資格の再確認については、その年々の状況に応じ、実施方法等を変更することとしています。（例えば、被扶養配偶者の収入証明を求めるなど）

被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか？（就職等による異動）

健康保険の二重加入となっている方はいらっしゃいませんか？

健康保険の被扶養者であった方が、就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入された場合は、協会けんぽの被扶養者でなくなります。

この場合、「健康保険被扶養者（異動）届」の届出*が必要となります。

*就職した場合や一定の収入を超えた場合など、健康保険の被扶養者の条件に該当しなくなったときは、「健康保険被扶養者（異動）届」に健康保険証を添付のうえ、管轄の年金事務所にお届けください。（被扶養者の届出に関することは、年金事務所へお尋ねください。）



ご存知ですか？ みなさまの保険料で高齢者の医療費を支えています。

高齢者の医療費は、公費、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度からの拠出金で賄われています。こうした協会けんぽなどからの拠出金（皆様が納められた保険料によるものです）は、各々の制度の加入者の人数等に応じて算出されています。

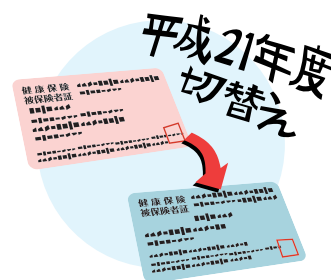
そのため、被扶養者（異動）届の解除の届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの負担額に追加され、保険料の負担も増えることとなります。

健康保険証の切替えにあたり、二重加入について多くの質問が寄せられました。

平成21年度に実施した健康保険証の切替え（オレンジ色→水色）にあたり、事業主様より、「従業員のお子さんが健康保険の被扶養者となっていたが、すでに就職しているため、勤務先で健康保険証が交付されている。」といったご質問が多く寄せられました。

また、過去に社会保険庁（現「日本年金機構」）にて実施した被扶養者資格の再確認では、平成18年度に約7万人、平成20年度に約5万人もの届出（解除）もれがありました。

これらのことから、協会けんぽにおいては、平成22年度以降、定期的に被扶養者資格を再確認させていただきます。



お知らせ：オレンジ色の健康保険証は平成22年4月1日以降使用できなくなります。